

# セカンドの会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会はセカンドの会と称する。

### 第2条（目的）

本会は、必要に応じ、適正な税務・経営の相談に応じるとともに、会員の教養を高めるためのセミナー・勉強会を通じ、会員である経営者の成長を促し、会員相互の親睦を厚くし、共に将来に向かって発展することを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）会員からの税務・経営のための相談窓口を置く。
- （2）会員の教育研究活動のためのセミナー・勉強会を継続して行う。
- （3）会員名簿、会報の刊行及び情報の蒐集に関する事。
- （4）その他前各号に関連する必要事項に関する事。

### 第4条（事務局）

本会の事務局は税理士法人セカンド内に置く。

## 第2章 会員

### 第5条（会員）

セカンドの会の趣旨に賛同し、所定の申込書等により入会の意思を表示し、当会則に定められた年会費を納めた者は、当会の会員資格を得る。

- （1）年会費を納入した者は、入会申し込みの意思を表示した月の翌月から1年後の当該月前月末日を会員資格の有効期限とする。（例：2013年8月1日に入会を申し込んだ場合、会員資格の有効期限は2014年7月31日）
- （2）会員は、年会費の納入により会員資格を更新することができるものとする。
- （3）会員は、当会会則を守るものとする。
- （4）会員登録の抹消を希望する会員は、退会届を事務局に提出し、登録を抹消することができる。但し、会員資格の有効期限に至る前の退会については、残りの期間相当分の年会費の返還を受けることはできないものとする。
- （5）会員が次の各号にいずれかに該当した場合、事務局からの通告により会員の資格を失うものと

する。その場合には、会員資格の有効期限に至るまでの期間相当分の年会費の返還を受けることはできないものとする。

① セカンドの会及びその会員の名誉を著しく傷つける行為があったと認められたとき。

② 重い刑事上の罰則を受けるなど、事務局が会員として不適切と認めたとき。

③ 会員相互の和を乱したり、守秘義務に反するなど、セカンドの会の趣旨に反する行為をしたとき。

④ 年会費を滞納したとき。

(6) 会員は、国内・海外など居住地を問わずに入会することができる。但し、その居住地によって、特定のサービスの提供が受けられないなどの制約を受ける場合があることを了承する。

(7) 会員はセカンドの会の行う活動について、事務局に対して提案、要望を伝えることができるものとする。

#### 第6条（資格の喪失）

会員は退会又は死亡したとき資格を失う。

### 第3章 会費・活動

#### 第7条（会費）

会員は、毎月度所定の期日までに会費を納入しなければならない。

(1) 会費は、年会費 10,000 円とする。

(2) 既に納入した会費はこれを返還しない。

#### 第8条（相談について）

(1) 会員からの税務・経営相談については、簡便な質問は随時、無料にて相談に応じる。

(2) 上記(1)の相談で内容が複雑、高度かつ個別な相談で、調査・情報収集など時間がかかる場合には、税理士法人セカンドの税理士報酬規程の1/2の金額にて相談に応じる。

#### 第9条（研修会の受講対象）

本会が実施する研修会の受講対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 本会会員及び入金を前提としている者。

(2) 本会会員以外の税理士、公認会計士及び税理士となる資格を有する者で理事会が認めた者。

#### 第10条（研修会の受講料）

本会が実施する研修会の受講対象者は、次による。

(1) 本会会員は無料とする。ただし、必要に応じて有料とする場合がある。

(2) 本会会員以外の受講者で受講を希望する者は有料とする。

#### 第 11 条（守秘義務）

会員はセカンドの会の活動を通じて知り得た他の会員のアイデアや固有情報を本会の同意を得ず、趣旨に反して利用しないものとする。また本会の健全な運営に必要な守秘義務を負うものとする。

#### 第 12 条（自己責任）

会員は本会の研修等により得た情報を自らの責任において活用し、自己の事業の発展に役立てるものとする。但し、その自己の行動により発生したいかなる損害、不都合について、その原因をもって、他の会員やセカンドの会及び事務局メンバーに損害賠償を請求しないものとする。

#### 第 13 条（会則の変更と規定外事項）

本会則の変更及びセカンドの会の運営に必要な規定外事項の取り扱いは、セカンドの会事務局内での討議を経て決定する。

#### 第 14 条（経費）

本会の経費は会費、寄付金、受講料及びその他の収入をもって支弁するものとする。

#### 第 15 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

#### （附 則）

この会則は、平成 25 年 8 月から施行する。